

食中毒届出の流れ

食中毒を疑ったときには



医師から保健所に電話

※1

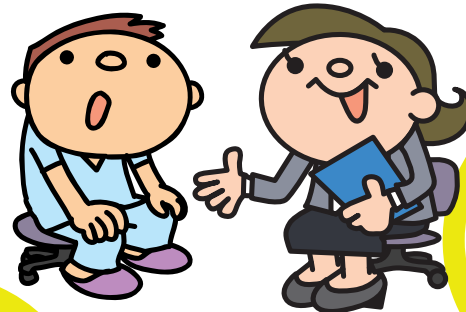


報告すること

- 医師の氏名、医療機関名（住所）
- 患者の氏名、住所、年齢
- 食中毒の原因（疑いも含む）
- 発病年月日、時刻
- 診断年月日、時刻

保健所の職員が調査

- 患者から聞き取り調査
- 他の患者等の調査
(報告のあった医師に確認する場合があります。)



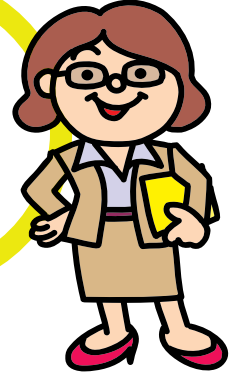
原因特定

- 原因施設の特定
- 原因食品の特定
- 病因物質の特定



対策

- 営業禁止や停止
- 原因食品の回収
- 施設の衛生指導など



STEP 4

STEP 3

STEP 2

STEP 1

◎STEP1に関して以下の様式を提出してもらうことがあります。

食中毒患者等届出表

(はがき大)

1 病名	5 患者等氏名
2 発病年月日時 年 月 日 午前 時 午後 時	6 生年月日 明大昭平 年 月 日 (歳)
3 診断(検案) 年 月 日 午前 時 午後 時	7 患者等所在地
4 診断方法 イ 菌検査(菌型) ロ 血清検査 ハ 臨床決定 ニ その他	8 備考
医師住所 (施設名・所在地)	医師 氏名印

◎ 食品衛生法

第58条

食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに^{※2}最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。（関係条文 第73条）

※2 「直ちに」とは、食中毒の場合、「24時間以内」となっています。